

令和3年度 尼崎市社会保障審議会 第1回地域福祉専門分科会 議事録

日時：令和3年8月30日（月）午後6時半から8時まで

場所：オンライン会議及び議会棟西会議室にて開催

○事務局

定刻になりましたので、ただ今から「令和3年度 尼崎市社会保障審議会 第1回地域福祉専門分科会」を開会させていただきます。

委員の皆様方には、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今期初めての分科会になります為、会長が決まりますまでの間は、私が進行役を務めさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、本日の委員の出欠状況について、事務局よりご報告申し上げます。

○事務局

【事務局より資料確認】

○事務局

それでは、次第2の「委員及び市職員紹介」に移ります。

「資料1 委員名簿」のうち、今回新たに委嘱させていただきました委員が3名おられます。名簿順に、私の方からご紹介させていただきますので、一言ご挨拶を頂戴したいと存じます。

【各委員よりあいさつ】

○事務局

引き続きご就任いただいております委員の皆様におかれましては、お手元にお配りしております委員名簿をご覧ください、ご紹介とさせていただきます。

なお、今分科会では、第3期「あまがさきし地域福祉計画」の点検・評価とともに、第4期地域福祉計画の取組・方向性（案）を議題としております。この計画の推進においては、市社協とも連携しながら取組を進めております為、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会にも出席いただいております。よろしくお願いたします。

それでは、今期初めての開催となります為、福祉部長より一言ご挨拶申し上げます。

○事務局

【福祉部長よりあいさつ】

○事務局

それでは、次第3の「会長・副会長の選出」に移らせていただきます。

当審議会は、尼崎市社会保障審議会規則 第5条第4項に基づき、会長・副会長を置くこととなっており、会長及び副会長の選出は、規則第2条第2項に基づき、委員の互選により選出いただくこととなっております。

つきましては、まずは会長・副会長の順に、委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。ご意見いかがでしょうか。

#### ○委員

長年、社会保障審議会に関わっておられる前会長に、引き続き会長をお願いしてはいかがと考えますがいかがでしょうか。

#### ○委員

私も推薦します。

#### ○事務局

ただ今、委員を会長に推薦するのご意見がございましたが、その他の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

#### 【異議の声なし】

特にご異議等がないようですので、委員に会長への就任をお願いしたいと思います。

続きまして、副会長の選出に移りたいと思います。委員の皆様のご意見をいただきたいと思いますが、まずは会長からご意見を頂戴したいと存じます。

#### ○会長

長年、高齢者保健福祉専門分科会でご尽力いただいております、社会保障審議会の副委員長でもあります委員が適任であると考えます。

#### ○事務局

ただ今、会長より、委員を副会長に推薦するのご意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

#### 【異議の声なし】

ご異議等がないようですので、委員に副会長への就任をお願いと思いますが、委員よろしいでしょうか。

#### ○委員

承知いたしました。会長のご指導を受けながら微力ですが貢献したいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○事務局

それでは、会長及び副会長より、一言ご挨拶をいただきたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

#### ○会長

社会保障審議会という一番大きな審議会がございまして、ここに専門分科会が沢山ぶら下がっており、その中で具体的な計画をつくるという仕組みになっております。そういう意味では、本来ここはここで別の会長を置くという方法もあると思いますが、ご推薦いただきましたので、微力ながらこちらのほうも担当させていただきたいと思っております。

とりわけ、地域福祉の方はコロナ禍で問題が複合化・錯綜していく、あるいは従来の分野別、属性別の対応ではなかなか出来ないという問題や、健康問題に生活困窮など、複雑な問題がこれから出てくるだろうと思っております。尼崎市内ではそれがコロナ以前からもありましたが、よりそのような状態が増幅して立ち上がるだろうと思っております。そういう意味では地域福祉の方も大きな正念場を迎えていますし、何よりも国が重層的な支援体制整備をうたっておりますので、尼崎市がどのような形で乗れるのか、あるいは尼崎市が従来行ってきたことの強みをどのような形で伸ばしていくのか、この分科会で考えていきたいと思っております。

ただ、ありがたいことにこの分科会だけではなく、地域福祉のほうはZoomのご参加ではありますが、今日参加していただけている委員の方も策定部会に参加していただいている方がいます。策定部会で吟味してくださっているという事で、大変心強く思っております。そういう意味では、策定部会のご意見を伺いながら、専門分科会でもより完成度を高めていき、重層的支援体制の在り方というものをどのような形で先導を切れるのかは分かりませんが、一つ尼崎スタイルといえますか、そういったものが出来ればいいのかなと思っております。ぜひよろしくお願い申し上げます。

#### ○事務局

それでは、副会長からも一言お願いできますでしょうか。

#### ○副会長

今、会長がおっしゃられた通りだと思います。これまでの尼崎の地域福祉に対する取組というのを尊重しながら、それを踏まえて今回の地域福祉について検討していく意味では、地域福祉計画にどのように反映していくのかという事だと思います。

全く新しいことが起きて、それに適応していくという事ではないと思っておりますので、尼崎市のこれまでの取組の歴史に自信を持ちながら、皆様と協議が出来ればと思います。その一つの成果としては、市民福祉総合政策学識者会議というものが行われて、包括支援体制に対しての提言も出されているのを踏まえて、とりわけ重層的支援体制整備については話し合うことができるのではないのかなと思っております。

#### ○事務局

ありがとうございます。それでは、以後の議事進行は会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

## 4 第4期「あまがさきし地域福祉計画」の策定状況について

### (1) 基本理念について

#### ○会長

それでは、次第の4「第4期「あまがさきし地域福祉計画」の策定状況について」です。

今回の分科会では、昨年度から計画策定部会で検討していただいている第4期計画の現時点での内容について、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。

いただいたご意見を踏まえ、再度計画策定部会において内容を整理していただくこととなりますので、色々ご意見をいただければと思っております。

それでは、まず第4期「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念について、事務局から説明してください。

#### ○事務局

#### 【事務局より資料2に基づき説明】

#### ○会長

基本理念について、皆様からご意見やご質問はないでしょうか。

資料2の前文にありますように、昔から伝統として尼崎市民の福祉に関する条例、市民福祉条例というものが昭和58年に既に制定されていたわけですが、そういった意味では地域福祉の一つの柱であるまちづくり、これも自治のまちづくり条例というものが条例として制定されています。さらには、人権という大きな地域福祉の柱、あるいは価値観、これも人権文化いきづくまちづくりという事で条例があります。条例としてしっかり価値観や理念という意味での柱を持っている町ですので、それを踏まえての基本理念という事ですから、実効性も説得力もある基本理念になっているかとは思いますが、皆様から表現や言葉等の部分でご提案やご発言がございましたら伺いしたいと思いません。

#### ○委員

今回は「ともに」「共生」という言葉が入っていましたが、策定部会でかなりブラッシュアップして内容を議論する形になり、事務局には頑張っていただき感謝しております。各委員の意見をそれぞれの会議の前に聞き取っていただいて、その委員の意見もその会議でお話させていただき議論したという形ですので、意見はかなり反映できたのではないのかなと思います。

そして、先程から会長と副会長が言われているように、これまでの尼崎の経緯等を盛り込まないといけないという視点でしたので、それがしっかりと盛り込まれているのが二点目。それから最後に「あまがさき」と入っておりますが、今までの基本理念の中に尼崎は出てこなかったのですが、これはある委員さんのご意見を元に「あまがさき」と入れさせていただきました。事務局案の追認どころか、事務局案が無くなるような状況で作り上げていただいたので、長い文章にはなりましたがこのような形になりました。以上です。

## ○会長

補足説明、ならびに今までの策定部会での経緯をご紹介いただきました。ありがとうございます。  
他になにかご意見はありませんでしょうか。委員いかがですか。

## ○委員

特に意見や質問はございません。私は尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会の方にも委員として参画させていただいており、そちらの方でもかなり議論がされました。社会的包摂や多様性など、地域共生といったところで全てコンパクトにまとめていただいて、良い理念と案の説明をつけていただいたなと思いました。

## ○会長

他の委員の方々、なにかご意見はありませんでしょうか。

それでは、皆様から特にご異議等はありませんでしたので、第4期計画の基本理念(案)については、これで決定とさせていただきます。

## (2) 第3期計画における成果と課題及び第4期計画の取組・方向性(案)について

## ○会長

それでは「(2)第3期計画における成果と課題及び第4期計画の取組・方向性(案)について」に進みます。

これまでの計画策定部会や市内部での検討経過の報告についての説明を事務局からお願いします。

## ○事務局

### 【事務局より資料に基づき説明】

## ○会長

それでは計画策定部会長の部会長と副部会長から第4期の地域福祉計画の内容について補足や説明をいただけますでしょうか。

## ○委員

策定部会でそれぞれ委員の皆様からご意見をいただきまして、部会長の取りまとめもあり、進めているところではありますが、委員の皆様から細かくご意見を吸い上げられているのではないのかなと思います。事務局からもご説明があった通り、現在進行形という事でこれからも議論は進めていくところではあります。再犯と成年後見につきましても、議論を進めているところです。

先程、採択いただきました、「互いに尊重しつながら・ささえあい安全・安心にともにいきるまちあまがさき」というところで集約されていくわけですが、再犯防止につきましては大きな人権問題ともかかわってきます。安全・安心という所の「安心」という部分が個人の主観によるものでありますので、この再犯防止との関連を更に議論を深めていく必要があるのかなと思っております。地域の中

で信頼がなければ、お互い安全・安心に生活は出来ませんから、それを仕組みとしてどう作っていくかという所も大切だと考えております。

### ○委員

私からは二点あるのですが、一点目は再犯防止、もしくは成年後見という形で、地域福祉の中では尼崎の地域福祉には関係のなかった司法福祉の領域になります。委員には弁護士の方が入られたり、他の自治体の方々にもオブザーバーで入っていただいたりという方が組み込まれており、今までの経緯的に私は不安に思っていました。各委員の方々やアンケート調査で地域の方がかなり理解を示していただいている項目になりますので、なかなか難しい課題なのかもしれませんが、このような形で司法福祉の方まで翼を広げられるようになってきましたし、実際に実現したいと思っているのが一点です。

二点目は、重層化についてです。現在全国で取り組まれています。なかなか良い例が出てこない。ですが、いくつかの自治体を見てみると、やはりセクショナリズムの壁を破るとモチベーションが高い状態で連携していく、実際には先程話したような司法福祉の領域が重層化の事例として上がってくる形もありますし、重層化という形になると、最初に会長がおっしゃられたように、重複するような色々な問題があり、その問題を一つずつサポートして解決していく総合ソーシャルワークの形になってきている。先程の概念図も含めて非常にしっかりと作っていただいていますので、今後どのような形で事例が進んでいくのか、この事例に関しては事例検討会、もしくはケーススタディの研修会が必要になってくると思いますが、各担当の方がしっかり能力を磨いていけば、ある程度の成果が上がってくると思います。ですので、地域福祉の中でのソーシャルワーク文化、これを入れていく事によって、よりきめ細やかな地域福祉計画になるのではないのかなと期待しております。この二つはかなりの時間がかかり、想定していないような問題が出てくるかもしれませんが、この二つに入っていくという所が今回の地域福祉計画の特徴でもありますので、しっかりと委員の皆様のご意見を継続的にいただき、評価しながら少しずつ成長していく形になっていくと思います。

### ○会長

委員の皆様から、ご意見やご質問はないでしょうか。

### ○委員

再犯防止にかかる取組の部分で質問があるのですが、少年院を退院した未成年の人たちの事も視野に入れてもらえているのか。いくしあが入ってきたり、資料5のP6を見ると、学校との連携や要対協などが出てきていますので、未成年の少年院を出た人の再犯なども視野に入れてくれているとは思いますが、成年後見は出てきても、未成年後見は出てこなかった。元々、非行の背景に虐待などがあり、自宅に帰れない子たちの為に、自立援助ホームという支援があるのですが、そのような社会的擁護の分野との連携も少し強調してもらえると嬉しいなと思いました。以上です。

### ○会長

特に、市が児童相談所をスタートさせるのは何年後になるのかを考えたときに、この計画に児童相

談所ともつなげたような書きぶりも必要なのかなと思いましたが、どうでしょうか。

#### ○事務局

児童相談所の設置に関しましては庁内で検討段階にあります。人材育成と場所や時期を明らかにするという事で、来年の1月に基本方針を明らかに出来たらなと思っております。人材の育成に時間がかかるかなと思っているのと、一時保護所も含めた建物も建てていけたらなと考えております。そして、委員の方からご指摘がありましたように、非行の裏には必ず虐待があるのは私達も実感しております。やはりそのような課題を対処して、振り返る中で対応出来るような児童相談所が必要になってくるのかなと。あくまで、いくしあと一体的に動けるような児童相談所が出来ればと思っております。

#### ○会長

私が児童相談所を持ち出したのは、尼崎特有の事情といいますが、それに合わせてこの地域福祉計画もトーンを入れてみてはどうかと思いました。そしてもう一つは、委員がおっしゃっていたように、これから色々な問題が出てきたときにその都度対応していくというお話がありましたが、想定されている問題として再犯防止推進というのは、国が高齢者の再犯を念頭に置いて、このような図式が出てきたと思うのですが、尼崎市の場合はそれに加えて組織暴力の話が出て来ると思う。その辺りをどのように尼崎特有の事情を踏まえながらやっていくのかをしっかりと考える必要があると思う。です。市特有の配慮や事情などを考慮した上で書くべきなのではないのかなと。そういった意味でこの図式は偏っているような気がしている。どのような資格要件があれば福祉の世界で援助するのかなどはクリアする必要があるのかなと思えます。

#### ○事務局

組関係の方への福祉支援という事に関して言うと、生活保護制度の中では暴力団は対象にしない。一方では、暴力団に加入していたが高齢になり、出所した後に組織には在籍しないという方には、我々も必要な支援はしようと考えています。暴力団から脱退したことを警察に伺わせていただき、それをもって暴力団との関係がないと分かれば生活保護等の支援も出来ます。

#### ○会長

そういう意味では、誰を対象とするかという線引きや判定基準があるという事で、それに従ってこの図式も適応するという形で今の段階では考えられているという事ですね。

#### ○事務局

先程、委員からご指摘いただいていた子どもの案件ですが、資料として今回出してはませんが、昨年度の10月の段階で尼崎市内の保護観察対象者が164名いまして、その中の一号（家庭裁判所の決定で保護観察する方）と二号（少年院の仮退院の方）で合計105名ほどいます。いわゆる6割くらいが子どもの案件になっておまして、委員がおっしゃるように、再犯の防止というのは大人もそうですが子どもの案件が非常に多く、尼崎市は阪神間の中でもずば抜けて多いので、いくしあや教育機

関との連携等も、今後は進めていかないといけないのかなと思っております。そういった点では、いくしあや児童相談所との関係や支援は非常に重要になってくるかと思っておりますので、その辺りも分かるような形で計画の中で記載させていただこうと考えております。

## ○会長

資料4の整理のイメージ図(たたき台)がありますが、ここの※で既存の取組を中心とした整理と書いてありますが、左上の方で地域課が総合相談窓口という形で実際に動いているのかどうか、既存の取組としてもっているかなという疑問があります。

市社協と一緒に、地域課題という形でぶつけていくのですが、なかなか地域課と席は同じくしていても現実として大変難しい。こういう福祉課題に地域課がどれだけ入ってくるのかというので、かなり支所との温度差が大きい。既存を中心とした整理とありますが、それでこのような整理をすると、ひょっとして地域振興センター・南北・本庁という事で会議が増えないか、書類が増えないか、各場所で任せてしまうような案件を決めてしまって、下手すると二重三重になってしまうことを避ける為に、あるいははじめからこの案件ならばここまできて、出来なければ直営に持ってくるという形にするのか、こういう図では分からないのですが、既存の取組を中心としてそのまま整理すると、今抱えている問題がどのように消化されるのか、そこら辺がこの図の難しさでもあると思います。

福祉学習と資料3にも書いてありますが、市が進めている生涯学習というより大きな取組で提示した方が良いのか、個別の福祉学習という形で地域福祉計画の中に落とし込んだ方がいいのか、どちらが尼崎市の市政と整合性がでてくるのか。福祉学習がいいのか生涯学習がいいのか、私自身は一つの論点かなと思いました。このイメージ図も一枚でおとってしまうのが難しいのは分かるが、それを踏まえた上で既存の取組のどこら辺がマイナス面なのか？そして、そのマイナス面は包括化推進員を置けば解消されると考えれば良いのか。

## ○事務局

現在、地域課や各地域振興センターに入っている市社協の窓口では、明確にこのようなサービスが必要という方は保健福祉センターに行きますが、地域からはごみ屋敷や多頭飼育崩壊などの案件が相談として地域住民から来ているという風に聞いております。ただ、なかなかそのような相談が来たとしても十分に対応しきれていなかった。もう一度保健福祉センターに相談をしに行き、保健福祉センターの中でもなかなか十分に対応出来ていなかったという部分があるのかなと考えております。

先程、会長もおっしゃられたように、①の包括化推進員を地域振興センターに置くことで、地域に近い所で地域の相談を受ける窓口が一定責任を持ち関係機関や課題の解きほぐしなどを、地域の関係機関を集めて考えるという事が出来ると少しスピーディーに情報が一定解決へ向けた検討が進められるかなと考えております。当然、保健福祉センターの専門的な支援とも連携をしながらでないと、課題への解決は難しいと思っておりますので、①②両方に包括化推進員を配置して、その職員が密に情報共有をしながら対応していくという形をとると、地域の人からの相談にもレスポンス良く解決策や検討の方向性を示していけるのではないのかなと考えております。



## ○会長

その際に、包括化推進員はどこの部署に属して、どれくらいの権限を持つことになるのでしょうか。

## ○事務局

どこの部署に置くのかは、まだ庁内でも最終的な結論は出ておりませんが、現在は地域課がコロナの中でも総合相談窓口という位置づけで相談を受けていたという事もありますし、これまでもごみ屋敷などの問題で社協さんと連携しながら対応してきた実績がありますので、その実績を更にこういった職員を明確にして、南北との連携を明確に出来るような体制を組むことによって進めていければ良いと思います。そういった意味で言うと、地域振興センターの中の地域課に包括化推進員を配置していくという絵で現在は検討をさせていただいています。ただ、権限につきましてはこれから詳細を詰めていきますが、基本的には何か権限を持つというよりは、従来持っている連携の仕組みを、この仕組みでよりスムーズにしていこうというものになりますので、何か決定権限を持っているかとなれば、今のところは考えていない状況です。

## ○会長

コーディネーションの技術と実際の権能、それが必要になってくるわけですから、図としては興味深いですが、ある種の行政改革ですので、なかなかどこも財政のカットはしているが行政改革は県も含めて出来ていない。そういった意味では、意思決定や権能をどうするか難しさがありなかなか前に進まない。地域福祉計画の中でどこまで行政計画案をおとしこめるか、チャレンジな課題でもありますし、庁内で各部署違うようにイメージするでしょうし、どの部局でどんな権能をもつのか、あるいは地域振興センターと南北と本庁で三重に置くのか、財政当局がどのような反応を示してくるかもあると思いますので、一步進んで行政改革的な、行政の組織を改編する分野に入ってしまうと、この計画が前に進むのは政治的・財政的な問題にもなってくるのかなと感じました。

## ○委員

今回の計画の大きなポイントの一つが重層的な体制整備ですが、体制整備といったときに、包括化推進員を設置するというのは大きな注目ポイントだと思います。私も包括化推進員がスーパーマン・スーパーウーマンであるとは思ってはいないので、踏み込んだ先でその後ろ盾を組織としてどう作っていくのかという事の計画や戦略は計画の中で盛り込んでいく必要があるのではないのかなと思います。今後そういった事も計画の中に入れていければいいなと思います。

もう一つは、今回の計画のポイントとして、色々な人が参加して力が合わさっていくプラットフォームのようなものをどう作っていくのかという意味で言うと、ICTなどの活用という事も今回計画の中に入ってきておりますし、尼崎市でも既に組み込まれているとのことですので、そのような情報ツールなどもどうしていくのか、今期の計画の目玉になっていくのかなと思っております。以上です。

## ○委員

現在、話に出ております包括化推進員は非常に魅力的なお話ですが、これはどのくらいの人数を考

えておられるのでしょうか。各分野の支所に何名、などの考え方があるのでしょうか。

そして、別件になるのですが、再犯について、町内会で色々やっているのと、そこに少年院から帰ってきた人や、保護観察を終えた人がいると、その人達には簡単にアプローチが出来ない。再犯防止は良い事だと分かっているが、非常にハードルが高い。町内会にいる身として率直な感想を言わせていただきました。

### ○事務局

人数につきまして、庁内で明確に数字は出ておりませんが、元々地域振興センターや保健福祉センターには、このような地域とのネットワークの中心になるような役割や、南北保健福祉センターの各専門機関のネットワークの中心となる役割がございますので、既存の体制の中で包括化推進の役割等を見直す中で、一定配置が出来ればと考えております。あとは財源や定数の問題がございます。気持ちで言えば沢山置きたいのですが、やはりそこも難しい所があると思いますので、この地域振興センターや保健福祉センターに関して言うと、一定既存の職員を中心に役割を担わせながら配置していく形になるのかなと考えております。ただ、緑色の多機関協働事業は新たに作る部署になりますので、そこに関しましてはどこまで人事当局が配置してくれるか分かりませんが、実際のケースを持って対応できるような体制であることを前提に職員を配置してもらって調整を進めていきたいと考えております。

再犯に関しましては、この絵の中でも地域の方が直接受け止めるのは難しいというご意見を他の委員の方からもいただいておりますので、まずは保護観察所や弁護士さんと直接保健福祉センターのほうで一定課題解決に取り組むようなイメージ図にはさせていただいております。

### ○会長

他にご意見がある方はいませんか。

### ○委員

再犯防止の件で、やはり地域の方には怖いというイメージがあるのですが、対象者だけの支援ではなく、家族がおられるので、家族に対する支援も必要かなと思っております。そこから地域に繋がっていくと思っておりますので、直接その方に係るのではなく、家族など身近なところから声掛けをすることから始めていき、怖いというイメージをなくした方が良いのではないのかなと思います。一度は更生施設を出て更生してきていますので、なるべく地域が見守り、本人だけではなく家族も見守り支援していただけたらなと思います。

### ○会長

ありがとうございました。現場の声を聞かせていただきました。

そして先程の質問にありましたが、夫が暴力団員なので子供のお世話を地域でしていくという事で、夫には手を伸ばさないが家族には手を伸ばすという微妙な境界線はやはり難しい問題があるのかなと思います。

本日、南北保健福祉センター長が来ておりますが、包括化推進員を保健福祉センターにも置くとい

う事も含めて何かご意見はないでしょうか。

#### ○事務局

今、ご説明いただいた包括化推進員について、どのような形で配置し、どのような役割を担うのかをまさに検討を進めているところです。具体的には、今まで南北保健福祉センターの中で連携していた支援を実施しているところがあるのですが、地域との関わりというものが専門機関としては、やはり薄い部分があったのではないのかなというのが一点。それを今回、①の包括化推進員をおくことによりそれぞれの強みを生かした連携が行えるのではないのかと考えながら検討を進めています。

南北保健福祉センターの中での連携についても、支援を拒否される方に関して、継続的な支援という所が、やはり日々の仕事の忙しさの中でモニタリングが十分に出来ていないのが今課題として挙がってきております。そういったところから、我々も更に努力していかなければいけないのですが、もう少し第三者的な視点を取り入れる中で、今回は多機関協働事業を実施すると考えていますので、地域のご意見をいただきながら、よりしっかりと連携をしていきたいと考えているところです。

#### ○事務局

今お話があった通り、私もこれまで保健福祉センターで地域の総合窓口という役割をかなり担ってきたと思っておりますが、一方で地域振興センターとの連携はしてこれていない。その中で、入口と出口といいますか、窓口をはっきりとさせる必要があるのかなと思ひ、今回の包括化推進も周知をする。そして、包括化推進員を置く中で、実際に機能させるためにやっていかなければいけないと考えているところです。

#### ○尼崎市社会福祉協議会

社協の方は、推進計画の改定時期でございまして、それに合わせて社会福祉協議会において、重層的支援体制整備事業の中でどのような事が出来るのか現在検討しているところでございます。また、福祉課が描かれた絵の中でも、社会福祉協議会の地域福祉活動専門員なども色濃く関係してきます。先程、各委員の方が地域との兼ね合いも言っておりますように、我々がやっている既存の事業の中で、コミュニティーソーシャルワーカーの部分を担当しておりますので、そういった中で、この事業でどのような事が出来ていくのか、やっていかなければいけないのかという事で、推進計画も合わせて考えている所です。包括化推進員に関しては、先程委員の方からもご発言がありましたが、私もこの部分は非常に注目しておりまして、権能というお話もあり我々も同じように考えています。以上です。

#### ○会長

一つは包括化推進員の包括化が何を意味するのか、何を包括化するのか、その機能を見つめていく事により、その権能が見えてくるかもしれませんが、このような重層的支援体制の分野では他市の事もよくご存じの副会長に、策定部会に対して、あるいはこの部会に対して、これから検討すべき視点などがありましたらお願いいたします。

## ○副会長

今までお話を聞かせていただき、感想のようになってしまいますが、包括化推進員が地域振興センターや南北保健福祉センター、多機関協働で新たに作られるという事で、この図を見ていると、一つの図で全体像が分かるように書かれています。それぞれの図で包括化推進員がどのような役割や機能を果たしていくのかを今お話を聞いていると検討中とのことですが、それぞれ絵柄を書き込んでいくような、そこで包括化推進員の役割や機能というのをもう少し明確にしていく作業が必要になってくるのかなと思います。そして、包括化推進員がある程度の権限をという議論がありますが、この包括化推進員がある意味孤立しないように、メインになるのはそこで行われるネットワーク会議や支援会議などのカンファレンスで、そのカンファレンスがいかに充実するか。そこに参加するメンバーがそれぞれ自覚をして主体的にこの会議に入っていく、地域の事を考えていく、資源をどのように作っていくのかを考えていく、カンファレンスそれぞれの活性化が大事なかなと思います。メンバーが包括化推進員に依存してしまうと、包括化推進員の負担が重くなり孤立化していく事になると思いますので、カンファレンスの持ち方や、カンファレンスの意味を今一度協議しておくのが大事かなと思います。

それから、福祉の話が出ておりましたが、生涯教育的なものよりも重層的支援体制で今回の包括化支援体制の話になると、地域で起こっている問題で、8050問題やごみ屋敷、ヤングケアラー等のような、社会問題を正しく理解するような、非常にナーバスな場合もありますが、それを地域で話し合い正しく理解するという意味での大人の福祉教育といいますか、そのような事をしっかり試行錯誤しながら展開していくような福祉学習の推進というのは最近よく強調しているところで、地域福祉の中でも非常に重要な部分かなと思っております。以上です。

## ○会長

最後の点ですが、特に尼崎は地域づくりの拠点として生涯学習プラザという看板がありますので、それとの整合性といいますか、それで生涯学習の一環として、福祉問題をやるという事で、生涯学習が全体的に他の計画でも出て来る機会がないので、そのような看板をせっかくあげていますし、福祉学習に代わって生涯学習を入れるのはどうかという一つの提案でした。

他になにかご意見はございませんか。

## ○委員

福祉全体でみると、医療というのは重層的支援体制の中でも一部になるのですが、ここ数年、我々医療の間では、地域医療構想・日本の地域医療構想・兵庫の地域医療構想・阪神地域の地域医療構想となってきました。尼崎でも地域医療構想の核というのは地域包括ケアになりますので、ここ数年を見ていると、尼崎も六つの行政区に分かれて、六つの中でも南北に分けて、そこに地域包括支援センターがあるので、高齢者の介護保険の事や、困ったときに相談に行ってもらうことによって、ケアマネさんや訪問看護などの事も分かり非常に助かると思います。子どもさんに関しては、今まで発達障害児を診断するだけでしたが、発達障害児と共に親も一緒にいくしあで将来的に育っていくという姿を見せていただいているので、これは非常に尼崎にとって良い事だと思います。そういった意味で重層的支援体制の中で医療機関としてお役に立ちたいと思っております。

## ○会長

ありがとうございました。

## ○委員

色々な方のお話を伺いながら、障害はどのあたりで関わるのか考えながら聞いておりました。この重層的支援体制整備事業のイメージ図の中に障害者支援課という所が、この青い部分に入っておりますが、ここにまず相談するのかを考えました。今まで障害者は障害福祉課になにかにつけて相談をしてきましたが、それでも問題解決しない場合が何度もありました。それが重層化になり、包括化推進員につなげていただけるのは素晴らしい構想だと思っておりますが、この図を見ると、先程お話にも出たようなスペシャリストがここにいらっしゃるという事になりますよね。単に障害者として発言させていただくならば、非常に楽しみなシステムだなと思っております。

そして、先程少しおっしゃられていましたが、再犯の事で一点だけ分からない事がありましたので教えていただきたいです。再犯の中に、知的障害や発達障害の方たちが非常に多いかと思えます。その場合にどのような支援になるのか。いくしあのほうで支援して下さるのか、保護司の方で支援してくれるのか、その辺りが分かる方がいれば教えていただきたいなと思えます。

## ○事務局

再犯についてですが、これは元々従来、委員がおっしゃったように、知的障害や発達障害をお持ちで、本来であれば福祉のサービスで繋がっていることで生活が安定していた方が、福祉の制度に繋がらない事で犯罪に巻き込まれたり、犯罪を犯してしまい繰り返してしまう事を前提に、一度罪を犯しても、再度きちんと福祉サービスで支えていきたいと思いますというのをこのイメージ図では書かせていただいております。罪を重ねた方の原因が知的障害や発達障害など、場合によっては認知症など、その方の状況に応じて適切に必要な関係者が集まり、その人に適した支援を提供するにあたり、ご本人さんの状態像がなかなか分かりにくいものもありますので、この包括化推進員が中心となり関係する支援機関を一同に集めて、丁寧な説明をする中で、どこが支援をしていくのかを決めていくようなイメージで検討を進めております。そういった意味では、どこが関わるのかを話し合い役割分担をしていく流れになるのかなと思っております。

## ○会長

それでは、これをもちまして、令和3年度 尼崎市社会保障審議会 第1回地域福祉専門分科会を閉会いたします。

以 上